

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年6月24日現在

機関番号：35308

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2010～2012

課題番号：22651094

研究課題名（和文）子ども家庭の安全保障：暴力問題の複合性分析と社会政策

研究課題名（英文）The Life Security of Families with Children: Intersectional Analysis on Violence Issues and Social Policy

研究代表者

高橋 瞳子 (TAKAHASHI MUTSUKO)

吉備国際大学・保健医療福祉学部・教授

研究者番号：50320437

研究成果の概要（和文）：子ども家庭における暴力や虐待の複合性を軸として、とくに、DV問題が生じている状況での子育ての困難さ、そして、親の別離・別居後の親子関係の調整の課題について、社会政策・ソーシャルワーク、家族社会学、家族法学、児童精神保健などを含む学際的なアプローチで国際比較の見地から研究した。子どもの最善の利益が実現するには、親（大人）たちだけでなく子どもの安定的発達の保障を最優先させる必要があるという結論に至った。

研究成果の概要（英文）： This research mainly focuses on the complexity in problems with domestic violence and abuse in families with children. Multi-disciplinary approach that encompasses social policy, social work, sociology of family, family law and child psychiatrics is applied for studying the hardship in childcare under circumstance of domestic violence and to the child-parents relationships in post-divorce/separation life from the global perspectives. The conclusion is that for realizing the child's best interest, the first priority is to be placed on stable child development, rather than interest of parents/adults.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,000,000	0	1,000,000
2011年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2012年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	2,900,000	570,000	3,470,000

研究分野：複合新領域

科研費の分科・細目：ジェンダー・ジェンダー

キーワード：子ども家庭、暴力、インターセクショナリティ、社会政策

1. 研究開始当初の背景

配偶者・パートナー間の暴力問題（DV）と子ども虐待は、当事者たちにとって大半が同一の世帯で起こっているが、支援の専門家や相談窓口の統合は進んでいない。こうした実情が本研究の動機・背景である。

2. 研究の目的

(1) 本研究の目的は、暴力や虐待に対し、「子ども家庭の安全保障」を確保するために有用な理論的枠組みを考察し、実践における包括的支援のありかたを探求することである。

(2) 子ども家庭での暴力問題の複合性を解明するためにインターセクショナリティ概念についての理論研究に取り組む。

(3) 国内外の研究者や専門家たちとの複合領域的な共同研究を通じて、子ども家庭の暴力問題への包括的な支援の実践の研究知見を分析する。

(4) 暴力や虐待の世代間連鎖の克服と予防のために、戦略的な施策の選択肢について政策提言を提示する。

3. 研究の方法

(1) 本研究は、子ども家庭の安全と安定を確保・維持するには、暴力問題と社会的不平等の複合性を的確に分析・把握することが不可欠だという視点を出発点としている。

(子ども家庭とは、一人以上の大人（保護者あるいは里親などの養育者）と未成年者とが同居している家庭を指している）

問題の複合性および被害者支援のニーズの多様性の現状と支援の状況（支援方法の課題と到達点）について、国際比較（日本、韓国、台湾、アメリカ、フィンランド等の研究者や実践者との国際共同プロジェクト）を通じて考察を深める。

(2) 暴力にさらされる子ども家庭の問題の複合性へのアプローチのために、「インターセクショナリティ（intersectionality）」概念の研究知見を精査する。これは、個人や個別の家庭の多様な支援ニーズに対して限られた支援リソースを的確に供する可能性を高めるための援助論とも関連する理論枠組みである。

(3) 子ども家庭の安全保障の確保のために、日本における暴力問題（世代間連鎖を含む）への包括的かつ非抑圧的な早期発見・介入・支援方法の開拓のために、短期および中長期の政策・制度改革の重点事項について提言をまとめる。

4. 研究成果

(1) 理論面での研究成果：インターセクショナリティ研究は、1980年代末から今日までアメリカでは、クレンショー（K. Crenshaw）らを皮切りに、DV研究においてジェンダーのみならず人種、エスニシティ、階級、セクシュアリティ、年齢、教育、就労、健康（障がいや疾病の有無）など多様な属性や要因の複合性、個人や家庭それぞれに固有の傷つきやすさ（バルネラビリティ）に焦点をあてて展開さ

れてきた。ヨーロッパでは、インターセクショナリティはEU圏での社会的不平等との関連で21世紀に入り研究が活性化している。暴力問題に複雑に絡む社会的不平等や差別を社会、政治、経済、文化の諸次元の交差として捉えるインターセクショナリティは、グローバル経済下における不平等レジームの多面性を理解する上で不可欠の概念である。また、アメリカでのインターセクショナリティ研究は、被害当事者本人の意思決定の尊重、支援の実践における過度の専門家主義から生じがちな専門家による抑圧リスクをも示唆している。このような理論研究から、被害当事者を中心に据えた非抑圧的な（anti-oppressive）支援方法を日本の社会文脈において定着させることの意義が確認された。

(2) また、家族関係や親子関係が子どもの発達・愛着形成に及ぼす影響について文献研究を中心に理解を深めることに努めた。

子どもの発達と愛着形成に着目したのは、子どもは、直接的・身体的な暴力を受けることだけでなく、親たちの高葛藤の状況にさらされることによっても内面的な傷を負うからである。

(3) 暴力にさらされる子ども家庭への支援のあり方、という実践面での課題については、2010年5月に大阪弁護士会館で日米の研究協力者（おもに法律実務家）たちとの研究会「DVと法的救済：親権とハーグ条約を中心に」を実施し、元ニューヨーク州最高裁判所判事長M.D.フィールズ氏から専門的な知見を得た。

(4) 子ども家庭の暴力問題についての越境的な課題として、「子どもの奪取に関するハーグ条約」への日本の加盟問題にも注目し、2010年7月にミネソタ大学からソーシャルワーク研究所長ジェフリー・エドルソン教授と同大学講師スッダ・シェティ弁護士を招聘し、国際研究セミナーを実施した。

このハーグ条約に関する問題群は、当初は本研究の主要な課題として意識していなかった。しかし、親の監護権と子どもの人権の関係についての見解の多様性や、法的制度が暴力加害者側によってDVや虐待を合法的にエスカレートさせる道具にもなりうるリスクを再認識するに至った。自発的あるいは強制的な越境という現象もまた、インターセクショナリティ理論の枠組みと関連付けられる。

2010年11月には、国立台湾大學ソーシャルワーク研究センターにおいて本研究プロジェクトの一環として「Families at Risk in

「Asia-Pacific」国際会議を実施した。この会議では、東アジア、東南アジアおよび太平洋（アメリカ・ハワイ州およびその周辺）を対象として、社会政策、ソーシャルワーク、文化人類学、政治学等の研究者による学際的な研究報告をもとに、多様な形態の暴力を家族が被るリスクについて議論した。

(5) 本研究を通じて、日本だけでなく共同親権を探っている国々での「監護権」、とくに親の別離・別居後の子どもとの面会交流に関する課題について国内の法律実務家や法学研究者たちとの勉強会を定期的に開催するに至った。子どもの最善の利益や別居後の親子の交流のありかたについては、欧米においても論争がつづいている。片親引き離し（PAS・Parental alienation syndrome または PA・parental alienation）論は、米国では科学的根拠に欠く見解だとして、アメリカ心理学会や全米弁護士会などから公に否定されているにもかかわらず、根強い支持者も存在している。日本にはこの言説が米国とは約 10 年余のタイムラグをもって恣意的に輸入されている。

2011 年 12 月中旬には本研究プロジェクトの一環として、国立台湾大學において開催された国際会議で基調講演を行った。またその直後、12 月下旬には、国立台湾大學から王麗容教授を招聘し、岡山県総合福祉センター・子ども未来課との連携による専門職セミナーを実施した。米国流のソーシャルワークを多く取り入れている台湾についての講演をもとに、子ども家庭の安全保障という共通課題について意見交換を行い、専門職セミナーによって研究成果の社会還元に努めた。

(6) ドメスティック・バイオレンスは、直接の被害者だけでなく被害者である親と生活をともにする子どもの発達にも影を落とす。しかし、裁判離婚のプロセスでは、民法の一部改正にもあるように、別居親と子の面会交流が自明の前提とされている。面会交流に積極的でない同居親は子の養育権（監護）についての司法判断で不利な立場におかれることも懸念せざるをえなくなる。

北欧では、共同親権制度のもと、暴力・虐待リスクのある面会交流については手厚い支援があり、子どもや元 DV 被害者（多くは子の同居親）の安全が第一とされている。裁判官は、家庭問題ソーシャルワーカー、心理士、小児精神科医らの協力を求め、約半年程度かけて社会福祉部門が作成する調査報告書を主な資料として面会交流について判断する。子どもの意思を聴き取る専門家（主に心理士や

ソーシャルワーカー）人材や自治体と民間団体との協力体制などのリソースが整備され、子ども家庭の安全の優先度が強く意識されている。司法も福祉や医療と連携し、リスクケースでは通常 3 か月程度の期限付きでの慎重な対応での面会交流となる。

別居親との面会交流は、葛藤のない状況下では面会交流は子どもの健全な発達・成長にとって有意義である。また、イギリス（イングランドおよびウェールズ）では、カップル関係解消後の子どもの養育について親権という従前の表現に替えて、「親責任」という用語が法律においても定着している。

面会交流は「子ども」の権利であるとされるが、別居親から面会交流の申立てがあれば、子どもの側には「（親に）会わない権利」は原則認められないというのが司法での実情である。日本では協議離婚が今も主流という特徴があるが、面会交流についての別居親からの申立て件数は近年急増している。

面会交流が場合によっては暴力・虐待の再発につながるというリスクについて、各国での研究知見が蓄積されている。しかし、日本だけでなく欧米諸国においても、未成年である子どもには面会交流についての主体的な決定権は実質的には認められていない。「子どもの最善の利益」の解釈者・決定者は大人たちである。「子どもの権利」の陥穀ともいえよう。ジュディス・ウォーラーシュタインが米国での 20 年以上の長期間にわたる継続調査研究から指摘しているように、円滑・建設的な面会交流は子どもが自ら望み子どもが積極的に別居親に連絡をとるようなケースであるとされる。

(7) 本研究の総括として、2012 年 5 月に「*Family at risk – vulnerability and complexity, East and West*」国際学術会議をオックスフォード大学社会政策学部において実施し、3 件の基調講演と 10 本の研究論文をもとに、成果発表として共著書を発刊する（2013 年 7 月末入稿予定、アメリカ IGI Global 社から出版）。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 3 件）

① 高橋睦子「面会交流と子どもの最善の利益－スウェーデンとフィンランドでの展開を中心に」『法律時報』1058 卷・小特集、2013 年、63-66 頁（査読有）

② 高橋睦子「日本の赤ちゃんを包む社会制

度』『こころの科学』166卷, 2012年, 64-69頁 (査読無・招待)

③ Mutsuko Takahashi "Making Sense of the Best Interest of Children in Vulnerable Family Relationships", *International Journal of Public and Private Healthcare Management and Economics*, 1 (4), 2011/December, 47-52 (査読有)

〔学会発表〕(計4件)

① 高橋睦子 「フィンランドとスウェーデンにおける離婚後の親子の交流 - 子ども福祉の観点から」, 民科民事法部会夏合宿研究会, 2012年8月26日, あいち健康プラザ, 愛知県

② Mutsuko Takahashi "The risk factors concerning 'contact to child' after divorce in Japan", *Family at risk – vulnerability and complexity, East and West: International Conference*, 2012年5月4日, Oxford University, UK

③ Mutsuko Takahashi "Missing Link between Domestic Violence and Child Abuse in Custody Disputes in Japan", *International Conference and Workshop on Ending Violence Against Women*, 2011年12月19日, 国立台湾大學, 台湾

④ Mutsuko Takahashi "Families at risk in the viewpoints of child welfare : contested views on child's attachment and their consequences in relation to the Hague Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction", *International Symposium: Families at Risk*, 2010年11月9日, 国立台湾大學, 台湾

〔図書〕(計1件)

Raymond KH Chan, Lillian Lih-rong Wang, Mutsuko Takahashi (共著) 『Risk and Public Policy in East Asia』 Ashgate Publisher, UK, 2010, 240頁.

〔産業財産権〕

○出願状況(計0件)

○取得状況(計0件)

〔その他〕

(書評)

高橋睦子 『アメリカ発 DV 再発防止・予防

プログラム-施策につなげる最新事情調査レポート』(山口佐和子著)、『福祉社会学研究』8号, 2011年, 179-183頁 (査読無)

(国際セミナー・専門職ワークショップ等)

① 高橋睦子「子どもにやさしい社会作り : 日本の緊急課題」, 明治安田心の健康財団, 子ども・専門講座9, 2013年3月2日, 明治安田こころの健康財団, 東京

② Elisabet Näsman 「Support and Care for Victims of Child Sexual Abuse」(コーディネータ: 高橋睦子) , 2012年11月30日, 神戸市男女共同参画推進センター

③ 長谷川京子・高橋睦子・藤田景子「別居・離婚後の子の監護：子の最善の利益のために」第15回全国シェルターネットシンポジウム in はんなん・近畿：分科会A-1, 2012年10月14日, 阪南市.

④ 王麗容「子ども家庭のためのソーシャルワーク再考：台湾の取り組みと課題から見えてくること」(中国語) (コーディネータ: 高橋睦子) , 2011年12月23日, 岡山県中央児童相談所

⑤ Jeffrey L. Edleson & Sudha Shetty 「Seeking Safety Across Borders: Battered Women's Experiences with the Hague Convention in American Courts」(コーディネータ: 高橋睦子) , 2010年7月22日, 東京大学赤門総合研究棟

⑥ Marjory D. Fields 「Hague Convention on International Child Abduction」(コーディネータ: 高橋睦子) , 2010年5月8日, 大阪弁護士会館

6. 研究組織

(1) 研究代表者

高橋 睦子 (TAKAHASHI MUTSUKO)

吉備国際大学・保健医療福祉学部・教授

研究者番号 : 50320437

(2) 研究分担者

(該当なし)

(3) 連携研究者

(該当なし)

(4) 研究協力者

小川 富之 (近畿大学教授)

小川 玲子 (九州大学准教授)

戒能 民江 (お茶の水女子大学名誉教授)

シン キヨン (お茶の水女子大学准教授)

相馬 直子（横浜国立大学准教授）
高松 香奈（国際基督教大学准教授）
立石 直子（岐阜大学准教授）
手嶋 昭子（京都女子大学准教授）
長谷川 京子（弁護士）
福 知栄子（中国学園大学教授）
藤田 景子（金沢大学助教）
薬師寺 真（岡山県庁職員）
吉田 容子（弁護士）
渡辺 久子（児童精神科医・慶應大学病院）

(海外共同研究者・協力者)

Ann Buchanan（オックスフォード大学
名誉教授）
Raymond K.H. Chan（香港城市大学
准教授）
Jeffrey L. Edleson（カリフォルニア大学
教授）
Maria Eriksson（スウェーデン・メーラー
ダーレン大学教授）
Majory D. Fields（元ニューヨーク州最高
裁判所判事長）
Valli Kalei Kanuha（ハワイ大学マノア校
教授）
Mavis Maclean（オックスフォード大学
上級研究員）
Elisabet Näsman（スウェーデン・ウプサ
ラ大学教授）
Kaija Puura（フィンランド・タンペレ大学
准教授）
Sudha Shetty（弁護士、米国ミネソタ州）
Teressa Smith（オックスフォード大学
上級研究員）
王 麗容（Lillian Lih-rong Wang）（国立
台湾大學教授）